

【地方消費税引き上げ分における使途の明確化について】

平成26年度4月1日より消費税（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。平成26年度風間浦村一般会計決算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 4,780 千円

【歳出】

社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費（充当事業分） 222,879 千円

(単位：千円)

事業名	平成26年度 決算額	財 源 内 訳					
		特 定 財 源			一 般 財 源		
		国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会 福祉	障害福祉事業	79,716	58,600			824	20,292
	高齢者福祉事業	35,670			2,001	1,315	32,354
	児童福祉事業	24,364	17,648			262	6,454
	母子福祉事業	5,224	407			188	4,629
	小 計	144,974	76,655	0	2,001	2,589	63,729
社会 保険	介護保険特別会計繰出金	33,452				1,306	32,146
	国民健康保険特別会計繰出金	24,842	14,307			411	10,124
	後期高齢者医療特別会計繰出金	9,334	7,001			91	2,242
	小 計	67,628	21,308	0	0	1,808	44,512
保健 衛生	疾病予防対策事業	4,755				186	4,569
	健康増進対策事業	5,522	477			197	4,848
	小 計	10,277	477	0	0	383	9,417
合 計	222,879	98,440	0	2,001	4,780	117,658	